

静岡県告示第621号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月6日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉田大東線	菊川市中内田字籠田4667番の10から 菊川市中内田字籠田4683番の2まで	令和4年9月6日

=====

静岡県告示第622号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月6日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小笠掛川線	菊川市中内田字籠田4683番の2から 菊川市中内田字籠田4667番の10まで	令和4年9月6日